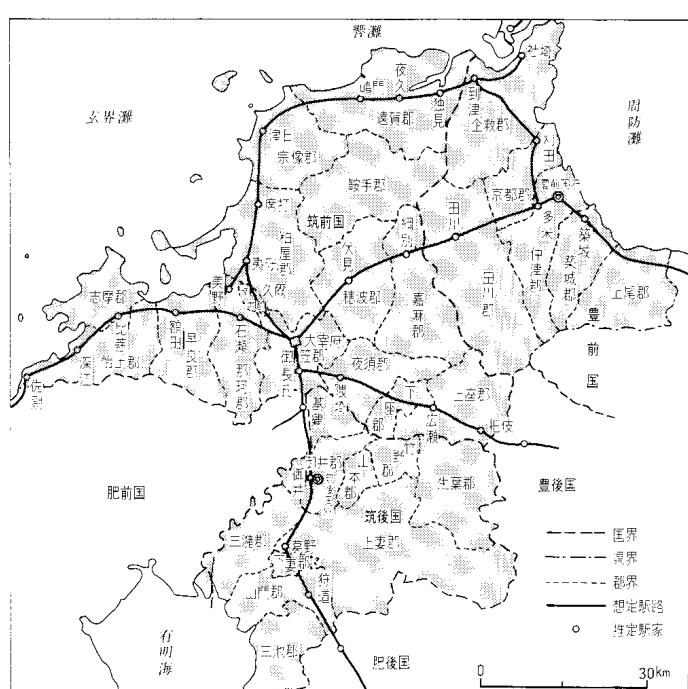


第13図 古代の国界と駅制



(『福岡県の歴史』光文館 1990より)

らに戸籍・計帳を整えて班田収授の法を行う方針を出した。このような方針は大宝令や養老令が制定される中で整えられて実施されるが、公民が年齢に達すれば一定の土地を与え、死ねば国が収公する仕組みを班田収授の法と呼んでいる。

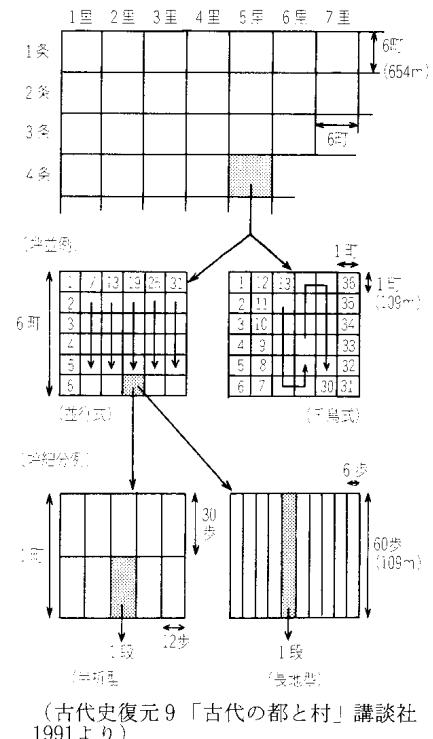
良民は六歳になると男子に二段、女子にはその三分の二、奴婢には良民の三分の一の土地が与えられたが、この土地を口分田という。口分田は耕作者に一生の間の用益権が保証されたが、他人への譲渡や売買は禁じられていた。豊前国の場合は虎尾俊哉氏の研究では、大宝二年（七〇二）の豊前国の戸籍（正倉院文書に仲津郡丁里、上三毛郡塔里、同加自久也里が残る）では授田額が年齢、庸・調の負担者、その他一切の制限なく良民男女、奴婢それに独自の基準授田額で班給され、郡里の違いにも関係ないとされていて、この班田方法は淨御原令に従つたものであるという学説を出されている。

条里制の施行

このような班田収授の法を実施するためには、土地の形を整えて面積を一定にする土地割りが行われるが、この地割法を条里制と言う。それは土地を六町（六五四丈）間隔で縦横に区画し、その一つの六町四方（方六町）を里とした。そして東西の里の並びを一里・二里…と数えれば、南北の並びは条と呼び、一条・二条…と数えた。里はさらに一町ごとに縦横に三六に区画され、その一つの一町四方（方一町）を坪とした。坪の数え方には、千鳥式（連続式）と並行式とが見られる。

豊前国と班田収授
かわったのは、班田収授の法であった。大化の改新の詔で「天皇の子代の民、屯倉、臣・連・伴造・国造・村首の所有する部曲の民・田荘をやめよ」として公地・公民制をとることとし、さ

第14図 班田収授における土地割り



いる。大化の改新の詔（六四六年）や大宝令（七〇一年）によると「およそ田は、長さ三十歩、広さ十二歩を段とせよ。十段を町とせよ」とあるのは、この半折形を指している。（第14図参照）

犀川町の条里遺構

地区条里、高屋地区条里、柳瀬地区条里、木井

条里遺構の現状

最近では各地で条里遺構の消滅が相次いでいる。

馬場地区条里、犬丸地区条里などがあり地図上で復元できるが、しかし明治十五年（一八八二）の字小字名調査を見ると現在観察できる条里遺構を越えて広く条里を示す地名が分布しており、条里制開拓が広い範囲にわたっていたことを看取できる。以下各地区ごとに関係地名を示すと

- （花熊） 三反ヶ坪、九反ヶ坪、五反田
- （続命院） 壱丁田、八反田、三反田、五反田、七反田
- （久富） 口ヶ坪、六ノ坪、百畝、七田ヶ坪、半田、二ツ町、二十田
- （古川） 五反田、丁ヶ坪、十六

（八ツ溝）	壱町田、六田
（大坂）	半田、三反田、三十田、広坪
（木山）	三反田、五反田、八ヶ久保
（本庄）	栗ヶ坪、四ノ坪、一丁田
（山鹿）	石ヶ坪、七ツ江、七反間、一丁田、三反間、町
（鎧畑）	三町田、六丁
（大熊）	八反田、栗ヶ坪、五反田、大坪、三反間、六ツ江、二反間
（喜多良）	三町、五反田、大坪、三反間、六ツ江、二反間
（崎山）	一ノ坪、二反田、三ツ町、五ノ坪、四ノ坪、三六、二反田、七ツ江、三反田、栗ヶ坪
（柳瀬）	石ノ坪、八反坪、三反田、丁ヶ坪、口ノ町、石ヶ坪
（上高屋）	半田、二反田、五反田、三十田、二ノ坪、三反田、六ツ
（下高屋）	一丁田、四反田、二反田、二丁田、一ツ町、八反田
（末江）	二反田、五反田、六反田、四反田、三反田、中ノ坪
（木井馬場）	六反田、六田、七田、七反田
（内垣）	壱丁田、三十田
（横瀬）	武反田、大坪
（犬丸）	八反田、五反田

に向けて取り返しのつかないことになつてゐる。

班田取扱と農民の生活 ところで、班田取扱の法の実施によつて農民は口分田を班給されるかわりに租が課せられたのを初め、次のように令の規定によつてさまざまな税や負担が課せられた。

租 ……口分田二段について二束二把（一束は現在の二升に当たり、二束一把で四升四合となる。この量は収穫量の三五に当たる）

庸 ……正丁（一二歳から六〇歳までの男子）一人について、布二丈六尺（七・八尺）を納める。（本来は上京して、中央政府に一〇日間使役される歳役を指すが、代納物として布や米などで徵収。慶雲三年（七〇六）には半減される）

調 ……纖維品（布・糸・絹・純・綿）、鉄・塙・水産物などその地の產物を国が指定して納めさせた。（男子のみに課税）

雜徭 ……正丁は六〇日、次丁は三〇日、中男は二五日を限度に国司によつて使役される。（天平宝字元年（七五七）には半減される）

兵役 ……正丁が一戸内三丁の内から一丁の割合で徵発されて、年間三六日を国可管轄下の軍団で軍事訓練を受けた。

仕丁 ……正丁が五〇戸（里のちに郷）から二人の割合で徵発されて、都で中央官庁の雜役にしたがう。

公出挙 ……春に稻を貸し、秋に収穫時に元利合わせて返済させる。（後に強制的になる）

義倉 ……飢饉に備えて、食料を倉に備蓄させる。（貧富の度合いで差はつけた）

このように律令による国家体制が確立し、令によつて税制が整備されると農民にはこのような負担がかけられ、全体としては厳しい生活を強いられていたことが推測される。土地税である租は収穫量の三五程度であり、それほど重い負担ではないが、調・庸の運送などは納税者の義務

とされ、正丁の中から選ばれた運脚が大宰府まで運び、往復の旅費も自弁であった。雜徭では食料が支給されることもなく、国司の私用に使役されることもあったといわれ、一家の労働の中心となつていた男子の年間六〇日の労役は農民たちにとつて大きな負担となつた。さらに兵役・仕丁についても、正丁の徵発は農作業を行はうえからも他の者に負担をかけたであろうし、兵士の武器の自弁や仕丁の旅費も苦しい出費となつたはずである。そのほか公出挙の五割・一〇割の重い利息もあり、これらが多くの農民の逃亡を招いたといわれる。

このような税が農民を苦しめたばかりでなく、天災・飢饉も容赦なく農民に襲いかかつた。養老三年（七一九）には「六道の諸國、旱に遭ひて飢荒す、義倉をひらく」。神龜三年（七二六）には「尾張の民、すべて二千二百四十二戸、稼傷ひて飢饉ゑぬ」と『続日本紀』に見える。當時の農民の貧困の極限に近い暮らしぶりは、山上憶良の「貧窮問答歌」によく表現されているが、また『続日本紀』にも「夫、百姓、或は病に染沈して、年を経て癒えず、或いは亦重き病を得て、昼夜辛苦す」と見える。これらは多くの農民の姿を語るものではなかろうか。

豊前国の特産品と調 当時豊前の特産品で、調・庸などの納稅のために使われたと思われるものは「延喜式」の中に見え、次のようなものがある。

（調）絹、綿紬（わたのつむぎ）、貢布（さよみのぬの）、綿、鳥賊（いか）、
雜魚楚割（くさくさのそはり・こつおのかわ）

（庸）米（よね）、綿
（中男作物）黄蘋皮（きはたのかは）、雜魚楚割、鹿鮨（かのすし）、猪鮓（いのすし）、鮓年魚（すしのかは）、漬鹽年魚（しおつけのかは）、胡麻油、荏油（えのあぶら）、海石榴油（つはきあぶら）、折薦（おりこ

も、防壁（たてごも）、韓薦（からごも）
また、平城宮跡から昭和三十八年（一九六三）に発掘された荷札の木
簡の一枚には

豊前国仲津郡調短綿百屯 四両 天平二年

とあるが、これは豊前国から大宰府に送られた綿（綿綿）が郡単位に一〇〇屯ずつまとめられて、府から都に送られたものである。

八 藤原広嗣の乱と郷土

奈良時代の中ごろになつて、われわれの郷土だけ

九月二十一日 大將軍大野東人が長門国豊浦郡額田部廣磨に精兵四〇人を
授けて関門海峡を渡らせる。

九月二十二日 勅使佐伯常人・阿倍虫麿を隼人二四人と軍士十四〇〇〇人

の将として渡海させ、豊前国企救郡板櫃鎮（兵當）を襲

わせる。

兵士や在地豪族の出自である郡司とともに国内兵まで徵發して朝廷軍と戦わせたことは、当時のこの地方の人々にとつても衝撃的な出来事であつたにちがいない。

豊前国京都郡鎮長大宰史生小長谷常人と企救郡板櫃鎮小

長凡河内田道は捕らえられて殺される。

登美・板櫃・京都三処の官兵一七六八人は生け捕られる。

広嗣は筑前遠賀郡の郡家に本營を定めて、国内の兵を徵發する。

豊前国京都郡大領楳田勢麻呂（兵五〇〇騎）、仲津郡擬少

領膳 東人（兵八〇人）、下毛郡擬少領勇山伎美麻呂・

築城郡少領佐伯豐石（兵七〇人）が官軍に服する。

や僧玄昉を味方に加えて政権を掌握してきた。

広嗣は天平九年には從五位に叙せられ、翌年には大和國司兼式部少輔に任せられたが、すぐに真備や玄昉と衝突して大宰少弐に任せられ、中

央政界から左遷された。このような状況の中で広嗣は天平十二年八月になつて、数年来の不作・飢饉や疫病の流行という天災・異変は為政者の責任であるとして朝廷に上表文を送り、真備と玄昉の解任を要求したが、九月三日には挙兵して叛いたという知らせが朝廷に届いた。

反乱のようす 聖武天皇はさっそくこの日に参議大野東人（あまたんじん）を大將軍に任命し、東海・東山・山陰・山陽・南海の五道の兵士一万七〇〇〇人の討伐軍を編成して西下させた。その後の戦いのようすをまとめると次のようになる。

九月二十四日

勅使佐伯常人・阿倍虫麿を隼人二四人と軍士十四〇〇〇人を

の将として渡海させ、豊前国企救郡板櫃鎮（兵當）を襲

わせる。

企救郡板櫃鎮大長三田塙籠は箭二隻を背負つて野裏にかく

れる。

豊前國京都郡鎮長大宰史生小長谷常人と企救郡板櫃鎮小

長凡河内田道は捕らえられて殺される。

登美・板櫃・京都三処の官兵一七六八人は生け捕られる。

広嗣は筑前遠賀郡の郡家に本營を定めて、国内の兵を徵發する。

豊前国京都郡大領楳田勢麻呂（兵五〇〇騎）、仲津郡擬少

領膳 東人（兵八〇人）、下毛郡擬少領勇山伎美麻呂・

築城郡少領佐伯豐石（兵七〇人）が官軍に服する。

や僧玄昉を味方に加えて政権を掌握してきた。

広嗣は天平九年には從五位に叙せられ、翌年には大和國司兼式部少輔に任せられたが、すぐに真備や玄昉と衝突して大宰少弐に任せられ、中

上毛郡擬大領紀宇呂などは賊徒の首四級を切る。